

## (1) 授業科目の履修について（昼間コース）

### 1. 教育課程について

法学部の教育目標は、リーガル・マインド（法的な思考力）の涵養にあります。教育目標の趣旨については、4ページ「法学部における教育の理念」を参照してください。

昼間コースの教育課程は、4年一貫教育であり、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、次のような科目区分と理念に基づいています。

#### 法学部法学科（昼間コース）の教育課程

科目区分		理 念
教 養 教 育	ガイダンス科目	大学での学習内容・方法の基礎的能力を身につける。
	主題科目	複数の主題に沿って、知及び人間の存在に関わる基本的な問題を総合的に学習する。
科 目	個別科目	個別の学問分野の基礎的知識や技能を、非専門の一般化した観点から学ぶ。
	外国語科目	国際化している社会の多方面で対応しうる外国語の運用力を高める。
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	法学・政治学に関する専門能力の基礎を培い、応用力を身につけ、行政、企業など社会の各分野において活躍できるようにするとともに、大学院に進学してさらに専門分野を深く勉学するための基礎的能力を身につける。
	専門科目	

### 2. 卒業資格について

#### (1) 通常の卒業（4年間在学）

卒 業 資 格	備 考
次頁（3）に示す昼間コース卒業資格単位数を満たすこと。	法学部規程別表第3 61ページ掲載
最終年次には、専門教育科目を2単位以上修得すること。	法学部規程第24条 55ページ掲載

※修業年限以上在学し、卒業資格単位数を満たせば、前期末（9月）にも卒業できます。

#### (2) 早期卒業（3年間在学）

特に成績が優秀である場合には、一定の要件の下で3年間で卒業することができます。

早期卒業資格	備 考
早期卒業認定基準を満たすこと。	詳細は、「岡山大学法学部早期卒業の認定について」を参照すること。 12ページ掲載
上記（1）の卒業資格を満たすこと。	

## (3) 卒業資格単位数

## 昼間コースの卒業資格単位数

科目区分		卒業資格単位数	
教養教育 科目	ガイダンス科目		
	主題科目	学問の世界	4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、合計6単位選択必修
		人間と社会	
		健やかに生きる	
		自然と技術	
	個別科目	人文・社会科学	36単位選択
		自然科学	
生命・保健科学			
情報科学			
外国語科目	英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語 日本語	8単位選択必修	
計		36単位	
専門教育 科目	専門基礎科目	講義	88単位
	専門科目	講義	
		演習	
		実習	
		経済学部開設の専門科目（演習を除く。）及び文学部開設の専門科目（他学部学生の履修可とされた科目に限る。）	
計		88単位	
卒業資格単位数の合計		124単位	

## 備考

- ガイダンス科目（法政基礎演習）、個別科目（情報科学）及び個別科目（生命・保健科学「スポーツ実習」）は、各2単位までを卒業資格単位として認める。
- 外国語科目については、8単位選択必修とするが、16単位までを卒業資格単位として認める。なお、日本語は、外国人留学生用の科目である。
- 経済学部の専門科目（演習を除く。）及び文学部の専門科目（他学部学生の履修可とされた科目に限る。）は合計20単位を超えない範囲で卒業資格単位として認める。
- 演習は、12単位までを専門科目の単位として認める。
- 教育職員免許状取得希望者が、教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。

### 3. 履修制限について

履 修 制 限		備 考
1	履修登録できる単位数の上限は、1年間40単位です。ただし、成績優秀な学生（当該年度の修得単位数が38単位以上で、修得した科目の平均点が80点以上の場合）は、次年度に登録できる単位数の上限を1年間50単位とします。また、卒業資格単位に含まれない授業科目は、単位の上限には含みません。	「履修科目の登録単位数の上限設定等」を参照すること。 11ページ掲載
2	ガイダンス科目（法政基礎演習）は、原則として第2年次以上の履修は認められません。	
3	第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修することはできません。	法学部規程第24条 55ページ掲載
4	演習は、演習Ⅰ（第2年次配当科目）及び演習Ⅱ（第3・4年次配当科目）の2種類で実施しますが、少人数制で行うため希望の演習を履修できないことがあります。また、演習Ⅰは2年次生のみが履修できます。 なお、履修方法等詳細については、掲示により通知します。	

### 4. 法学部昼間コースにおける教養・専門教育科目履修時の留意事項

#### 1) 法学部昼間コースにおける法学・政治学教育の理念

法学部昼間コースにおける教育は、社会生活を営み職業人として活動する上で必要な視野の広さと法学・政治学的素養を身につけることを目的としています。そして、そうした基本的な目的を前提とした上で、各自が、自分の目的や将来の方向性に沿った学習を体系的にできるように、2年次以降2つの系列が設置されています。

#### 2) 系列の意義

法学部昼間コースでは、現代市民法系列と公共政策系列を設置しています。第一の現代市民法系列は、主として、法律学を学びながら、法科大学院進学や、隣接法律専門職（司法書士、税理士など）、一般企業などへの就職を目標とする学生を対象にしています。第二の公共政策系列は、主として公法や政治学を中心に学びながら、公務員、一般企業、ジャーナリズムなどへの就職や大学院進学を目標とする学生を対象にしています。

1年次においては系列の区別はなく、専門教育科目は全て系列共通科目です。2年次には、自分の目的や方向性を考えた上で、自分がいずれの系列に属するかを選択してください。それに基づいて、系列共通科目以外の講義科目は、自分の選択した系列の科目を中心として履修計画を立て、特に、2年次演習（演習Ⅰ）ないし3年次演習（演習Ⅱ）の選択の際には、その系列の中から希望の演習を選んでください。

ただし、系列の異なる科目、演習を履修することも可能であり、卒業資格単位には系列の制限はありません。また、法学部の専門科目以外に、経済学部と文学部の専門科目を合わせて20単位まで卒業資格単位として履修することができます。

### 3) 登録単位数の上制限（1年間40単位）について

法学部昼間コースでは、平成16年度より、履修科目として登録できる単位数の上限を1年間40単位とする、いわゆる「上制限」を導入しています。この上制限には、教養教育科目も含まれます。

上制限の目的は、法学部生に、その進路や目的に見合った基本的な科目を精選して受講してもらい、それらの科目をしっかりと学んでもらうことです。この上制限導入にともない、法学部の専門教育科目の多くにおいて、学生に予習・復習をしっかりとしてもらい、期末試験のみならず、学期中の小テストやレポートなども最終評価の対象とすることとなっています。つまり、1つの科目の学習に必要な時間が、これまでよりもはるかに多くなっているのです。

従って、履修登録した科目についてしっかりと学び、そして確実に単位を修得するよう心がけると共に、上制限による「空きコマ」は、予習・復習の時間として有効に利用することが望まれます。

なお、成績優秀者（1年間の修得単位が38単位以上で平均点80点以上）には、上制限の例外が認められ、次年度の履修登録単位数の上限を50単位とすることができます。

### 4) 教養教育科目の履修方法

1・2年次における教養教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。なお、履修計画を立てる時は、『教養教育科目履修の手引・授業時間表』と『教養教育科目シラバス』を必ず参照してください。

- (1) 教養教育科目は4年間のうちに履修することとされていますが、主に1・2年次において確実に修得することが奨励されます。
- (2) 法政基礎演習（2単位）及び情報処理入門（2単位）は、1年次に履修してください。必修科目ではありませんが、全員の履修が望まれます。
- (3) 経済社会のグローバル化が一層進展する中で、法律専門職などのような職業に就く場合でも、外国語の能力、特に国際コミュニケーションにおいて広く使用される英語の能力が求められます。このため、外国語は、英語8単位を含む16単位履修することが奨励されます。  
また、外国語の外部検定試験で一定の成績を収めると、外国語の単位として認定されます（24ページ「外部検定試験等による単位認定基準」参照）。特に英語の検定試験は、就職試験、法科大学院入学試験等でも考慮される場合が多くなっているため、受験が奨励されます。また、法学部においても、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、演習の履修者を決定する際に使用する成績に加算されることとなっています。
- (4) 1年次においては、法政基礎演習（2単位）、情報処理入門（2単位）、英語2科目を含む外国語（8単位）に加えて、前後期合わせて6科目（12単位）程度の教養主題・個別科目を履修することが望まれます。
- (5) 2年次においては、英語2科目を含む外国語（8単位）に加えて、卒業資格単位数（教養教育科目計36単位）を満たすよう、教養主題・個別科目を履修することが望まれます。

### 5) 1・2年次専門教育科目の履修方法

1・2年次における専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」と『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。

なお、1・2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ3・4年次配当の専門教育科目を履修することができないので注意してください。

- (1) 1年次に配当されている専門教育科目「共通講義」については、全学部生が履修することが望まれます。これらの科目は、系列や進路に関わりなく法学部生として最低限知っておくべき、憲法、

民法、国際関係法及び政治学の分野からバランス良く開講されています。また、2年次に開講される演習Ⅰを選択する上でも参考になります。

- (2) 2年次演習（演習Ⅰ）（4単位）については、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「演習Ⅰ・Ⅱの概要」を参考にしながら、自分が属したい系列に沿って選択してください。演習Ⅰについては、前年度の12月頃に演習説明会を開催する予定ですので、これも参考にしてください。特に、希望者が多い演習については、1年次前期の成績等を基にして選抜されますので、注意してください。なお、演習Ⅰは必修ではありません。
- (3) 2年次専門教育科目「共通講義」も、系列や進路に関わりなく履修が望めます。
- (4) 2年次に履修できる各系列に属する専門教育科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」も参考にしながら決定してください。アドバイスが欲しい場合は、演習の先生などに相談してください。
- (5) 専門教育科目には、隔年開講科目があります（『専門教育科目シラバス』に掲載されている「履修モデル」参照）。通常、それらは、ある年度に開講されると翌年度に開講されないこともあるので、そのことを念頭において履修計画を立ててください。

#### 6) 3・4年次専門教育科目の履修方法

3・4年次における専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」と『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。

なお、最終年次には、卒業資格に含まれる専門教育科目を2単位以上修得しなければなりませんので、注意してください。

- (1) 3年次演習（演習Ⅱ）については、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「演習Ⅰ・Ⅱの概要」を参考にしながら、自分が属したい系列に沿って選択してください。演習Ⅱについては、前年度の12月頃に演習説明会を開催する予定ですので、これも参考にしてください。特に、希望者が多い演習については、所定の基準及び手続（別途掲示予定）により選抜されますので、注意してください。なお、2年次にある演習Ⅰを修得しても、3年次に同一名称の演習Ⅱを履修する必要はなく、演習Ⅱの選抜の際に有利になるわけでもありません。また、演習Ⅱは必修ではありません。
- (2) 3年次前期及び後期に開講される専門教育科目については、『専門教育科目シラバス』に掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」も参考にしながら履修してください。開講科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、各自の具体的な進路にもよりますので、演習の先生などに相談してください。
- (3) 4年次前期及び後期には、3年次までに履修できなかった科目の中から、卒業資格単位数（専門教育科目88単位）を確実に満たすように履修してください。

## 5. 履修登録について

履 修 登 録	
登録期間	履修登録は、前期（通年科目も含む。）、後期及び集中講義に分けられ、それぞれについて、登録期間が定められていますので、期限を厳守して登録をしてください。 なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、別途掲示によりお知らせしますので、その掲示内容に従って履修登録をしてください。
登録方法	履修登録は、学内のパソコンで各自Web入力によって行います。 *URL・・・ <a href="http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html">http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html</a> *入学時配布のパスワード通知書（ハガキ）が必要。
登録確認	履修登録におけるエラーの確認も期間中にWebで行います。エラーの確認は入力した翌日以降に必ず行ってください。確認を怠り、訂正しなかったためにエラーが表示されている科目については、履修は認められません。

注 意 事 項	
1	同一授業時限に開講される複数の授業科目を重複して履修することはできません。
2	同一名の授業科目を重複して履修することはできません。（当該学期に単位未修得となった授業科目を、翌期以降に改めて履修する場合を除きます。）
3	既に単位を修得している授業科目と同一名の授業科目を履修することはできません。
4	上記2、3にかかわらず、次の科目は、同一名の授業科目であっても履修できます。 *教養教育科目 スポーツ実習 *教養教育科目 一部の外国語科目 詳細は「教養教育科目履修の手引・授業時間表」を参照してください。 *専門教育科目 演習Ⅱ（第3・4年次配当科目） 外国書講読（第3・4年次配当科目） *他学部開講の一部の専門教育科目 詳細は開講される学部の時間割・シラバス等で確認してください。

## 6. 試験について

試 験 に つ い て	
1	定期試験は、毎年の授業計画に従って、授業時間割とは別に試験日程表が発表されますので、それに従って受験しなければなりません。試験は通常、その授業を行った学期の終わりに行います。
2	試験日、試験時間及び注意事項等については掲示により通知します。
3	履修登録をしていない授業科目について、試験を受けることはできません。
4	試験に当たっては、28ページの「受験心得」を熟読してください。

## 7. 成績の評価について

法学部における成績の評価は、「優」、「良」、「可」、「認定」及び「不可」の標語で表示され、「優」、「良」、「可」及び「認定」が単位修得、「不可」が単位未修得となります。

学生へは、上記標語で表示した上、「優」、「良」、「可」及び「不可」については、併せて評点も通知します。

評価基準は、次のとおりです。

評 語	基 準
優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不 可	59点以下

各科目の成績評価基準は、授業ごとにシラバスに明記しています。(23ページ「岡山大学法学部成績評価基準」参照)

## 8. 留学、他大学等において修得した単位の認定等について

### 1) 留学に伴う取扱いについて

岡山大学交換留学プログラム(EPOK)など、本学との交流協定に基づき外国の大学に留学した場合には、留学先大学での修得単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

### 2) 大学における既修得単位の認定について (27ページ「既修得単位の認定に関する内規」参照)

本学に入学する前に大学において修得した次の単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

- (1) 他大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において修得した単位
- (2) 科目等履修生として修得した単位

### 3) 外部検定試験等による単位認定について (24ページ「外部検定試験等による単位認定基準」参照)

英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語については、別に定める検定試験において一定の成績を収めた場合、外国語の単位として認定されます。

## 9. 外国人留学生のための授業科目について

外国人留学生のための授業科目を次のとおり開講します。

専門教育科目		授業開講学部
日本法政事情 I	日本法政事情 II	法 学 部
日本経済事情 I A 日本経済事情 II A	日本経済事情 I B 日本経済事情 II B	経済学部

## (2) 就業体験実習（インターンシップ）の履修について

### 就業体験実習の概要

#### 1. 趣旨・目的

本実習は、在学中に一定期間、民間企業や行政官庁その他関連する機関において就業体験を行うことにより、大学において法律学・政治学を学ぶ意味を実践を通じて理解させるとともに、自らに適した将来の進路を選択する能力の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 対象学生

原則として3年次生とする。

本実習の履修に当たっては、学生生活上の指導教員が履修の指導を行う。

#### 3. 実施時期等

実習の実施時期は、原則として夏季休業中の2週間とする。

実習の実施に当たって、原則として学生は受入機関からの報酬等を受けないものとする。

#### 4. 授業内容

授業内容は、本実習の趣旨・目的に照らして、受入機関と法学部学生委員会が事前に協議し、決定する。

#### 5. 成績評価

法学部学生委員会は、学生の提出する「インターンシップ報告書」、受入機関の「インターンシップ実施評価報告書」に基づき、成績の評価を行う。

#### 6. 事故対策

履修中の事故に対処するため、学生は、災害傷害保険および賠償責任保険等に参加するものとする。

#### 7. 守秘義務

受入機関の業務との関係が必要があると認められる場合には、受入機関と法学部または学生との間で、履修中に学生が知り得た情報について守秘義務等に関する覚書または誓約書を交わすこととする。

#### 8. 運営機関

本実習の運営は、法学部学生委員会が行う。

授業科目 就業体験実習（インターンシップ）

単 位 2単位

実施時期 原則として夏季休業中2週間

配当年次 3年次生

履修手続 詳細については別途掲示する。

### (3) 岡山大学法学部履修科目の登録単位数の上限設定等

平成15年12月17日教授会承認

- 1 履修科目の登録単位数の上限設定について  
履修科目として登録できる単位数の上限は、1年間40単位とする。  
ただし、卒業資格単位数に含まれない科目の登録単位数については、除くこととする。
- 2 履修科目の登録単位数の上限を超えて登録できる場合の取扱いについて  
当該年度の履修修得単位数が38単位以上で、修得した科目の平均点80点以上の場合、次年度の履修登録単位数の上限を、1年間50単位とする。  
ただし、修得単位数の評価に認定及び修了がある場合は、当該単位を平均点の算出の対象から除くものとする。
- 3 この上限設定等は、平成16年度入学者から適用する。

## (4) 岡山大学法学部早期卒業の認定について

平成15年12月17日教授会承認

### 1 早期卒業の意思確認

早期卒業を希望する者は、第2年次終了時又は第3年次前期終了時に早期卒業希望届を提出するものとする。

### 2 早期卒業候補者認定基準

第2年次終了時における早期卒業希望者のうち、次の認定基準を満たした者について、早期卒業候補者（以下、「候補者」という。）と認定する。

（候補者認定基準）

第2年次終了時まで卒業資格単位数のうち80単位以上修得し、修得した科目の平均点が85点以上であること。

ただし、修得単位の評価に認定及び修了がある場合は、当該単位を平均点算出の対象から除くものとする（以下の基準においても同様する。）。

### 3 早期卒業予定者認定基準

候補者及び第3年次前期終了時における早期卒業希望者のうち、次の基準を満たした者について、早期卒業予定者（以下「予定者」という。）と認定する。

（予定者認定基準）

第3年次前期終了時まで卒業資格単位数のうち104単位以上修得し、修得した科目の平均点が85点以上であること。

### 4 早期卒業の認定

予定者のうち、第3年次終了時において、卒業資格単位を修得し、修得した科目の平均点が85点以上の者について、早期卒業の意思確認を行った上、教授会の議を経て、学長に対し早期卒業の申請を行うこととする。

### 5 この認定基準は、平成16年度入学者から適用する。

## (1) 授業科目の履修について（夜間主コース）

### 1. 教育課程について

法学部の教育目標は、リーガル・マインド（法的な思考力）の涵養にあります。教育目標の趣旨については、4ページ「法学部における教育の理念」を参照してください。

夜間主コースの教育課程は、4年一貫教育であり、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、次のような科目区分と理念に基づいています。

#### 法学部法学科（夜間主コース）の教育課程

科目区分		理 念
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目	大学での学習内容・方法の基礎的能力を身につける。
	主題科目	複数の主題に沿って、知及び人間の存在に関わる基本的な問題を総合的に学習する。
	個別科目	個別の学問分野の基礎的知識や技能を、非専門の一般化した観点から学ぶ。
	外国語科目	国際化している社会の多方面で対応しうる外国語の運用力を高める。
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目	法学・政治学に関する専門能力の基礎を培い、応用力を身につけ、行政、企業など社会の各分野において活躍できるようにするとともに、大学院に進学してさらに専門分野を深く勉学するための基礎的能力を身につける。
	専門科目	

### 2. 卒業資格について

卒 業 資 格	備 考
次頁に示す夜間主コース卒業資格単位数を修得すること。	法学部規程別表第6 64ページ掲載
最終年次には、専門教育科目を2単位以上修得すること。	法学部規程第24条 55ページ掲載

※修業年限以上在学し、卒業資格単位数を満たせば、前期末（9月）にも卒業できます。

夜間主コースの卒業資格単位数

科 目 区 分		卒業資格単位数	
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目		
	主 題 科 目	学問の世界	4つの主題グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、合計4単位選択必修
		人間と社会	
		健やかに生きる	
		自然と技術	
	個 別 科 目	人文・社会科学	36単位選択
		自然科学	
生命・保健科学			
情報科学			
外 国 語 科 目	英語 ドイツ語 フランス語 中国語	8単位選択必修	
計		36単位	
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	講 義	88単位
		本学部昼間コース開設の専門基礎科目	
	専 門 科 目	講 義	
		演 習	
		本学部昼間コース及び経済学部昼間コース開設の専門科目（演習を除く。）	
経済学部夜間主コース開設の専門科目（演習を除く。）			
計		88単位	
卒 業 資 格 単 位 数 の 合 計		124単位	

備 考

- 1 ガイダンス科目（法政基礎演習）、個別科目（情報科学）及び個別科目（生命・保健科学「スポーツ実習」）は、各2単位までを卒業資格単位として認める。
- 2 外国語科目については、8単位選択必修とするが、16単位までを卒業資格単位として認める。
- 3 専門教育科目のうち、昼間コースに開設する専門科目（演習を除く法学部及び経済学部の講義）及び専門基礎目（法学部の講義のみ）は、30単位までを卒業資格単位として認める。ただし、経済学部の講義は10単位を限度とする。
- 4 専門科目のうち、経済学部夜間主コース開設の専門科目（演習を除く。）は、20単位までを卒業資格単位として認める。（経済学部夜間主コース開設の専門基礎科目を履修し単位を修得した場合は、教養教育科目として取り扱われる。）
- 5 演習は、12単位までを専門科目の単位として認める。
- 6 教育職員免許状取得希望者が、文学部開講の教科に関する科目ならびに教育学部開講の教職に関する科目について単位を修得する場合、他学部学生の履修可とされる科目に限り履修を認めるが、卒業資格単位としては認めない。

### 3. 履修制限について

履 修 制 限		備 考
1	ガイダンス科目（法政基礎演習）は、原則として第2年次以上の履修は認められません。	
2	教養教育科目の昼間の授業は、履修することはできません。	
3	演習は、演習Ⅰ（第2年次配当科目）及び演習Ⅱ（第3・4年次配当科目）の2種類で実施しますが、少人数制で行うため希望の演習を履修できないことがあります。また、演習Ⅰは2年次生のみが履修できます。 なお、履修方法等詳細については、掲示により通知します。	

### 4. 法学部夜間主コースにおける教養・専門教育科目履修時の留意事項

#### 1) 法学部夜間主コースにおける法学・政治学教育の理念

法学部夜間主コースにおける教育は、社会生活を営み職業人として活動する上で必要な視野の広さと法学・政治学的素養を身につけることを目的としています。そして、そうした基本的な目的を前提とした上で、各自がもっている勉学目的や社会生活・職業生活の中で直面する課題への対処に適合した教育を行うこととしています。

#### 2) 教養教育科目の履修方法

教養教育科目については、以下の事項に留意して履修して下さい。履修計画を立てる時は、『教養教育科目履修の手引』、『法学部夜間主コース・シラバス』及び『授業時間割』を必ず参照してください。なお、教養教育科目については、昼間の授業を履修することはできません。

- (1) 教養教育科目は、4年間のうちに履修することとされていますが、主に1・2年次において確実に修得することが奨励されます。
- (2) 法政基礎演習（2単位）及び情報処理入門（2単位）は、1年次に履修してください。必修科目ではありませんが、全員の履修が望まれます。
- (3) 経済社会のグローバル化が一層進展する中で、法律専門職などのような職業に就く場合でも、外国語の能力、特に国際コミュニケーションにおいて広く使用される英語の能力が求められます。このため、外国語は12～16単位履修し、そのうち英語を8単位以上履修することが奨励されます。また、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、外国語の単位として認定されます（24ページ「外部検定試験等による単位認定基準」参照）。特に英語の検定試験は、就職試験、法科大学院入学試験等でも考慮される場合が多くなっているため、受験が奨励されます。
- (4) 1年次においては、法政基礎演習（2単位）、情報処理入門（2単位）、英語2科目を含む外国語（8単位）に加えて、前後期合わせて4科目（8単位）程度の教養主題・個別科目を履修することが望まれます。この場合、1年次の教養教育科目は20単位の修得が可能となります。
- (5) 2年次においては、英語2科目を含む外国語（4～8単位）に加えて、卒業資格単位数（教養教育科目計36単位）を満たすよう、教養主題・個別科目を履修することが望まれます。

#### 3) 専門教育科目の履修方法

専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、『法学部夜間主コース・シラバス』と『授業時間割』を必ず参照してください。

専門教育科目については、法学部昼間コースに開設する専門教育科目（演習を除く。）及び経済学部昼間コースに開設する専門科目（演習を除く。）を30単位まで（うち経済学部の科目は10単位まで）履修することができます。昼間のみ開講される科目もあるので、時間的に可能な場合は履修してください。

履修できる単位数の上限は、夜間主コースにはありませんが、1年間に履修する単位数は40単位を超えない範囲にして、各科目の予習・復習を十分行うようにしてください。

- (1) 夜間に開講される第1年次配当の専門教育科目については、法学部生は共通に履修することが望まれます。これらの科目は、進路に関わりなく法学部生として最低限知っておくべき、憲法、民法、政治学等の分野から開講されます。
- (2) 2年次演習（演習Ⅰ）については、4月に開催する演習説明会を参考にしながら選択してください。なお、演習Ⅰは必修ではありません。
- (3) 夜間に開講される第2年次配当の専門教育科目「憲法ⅡA」、「憲法ⅡB」、「市民と行政Ⅰ」及び「市民と行政Ⅱ」も、進路に関わりなく履修することが望まれます。それに加えて、第2・3年次配当の専門教育科目を履修してください。
- (4) 3年次演習（演習Ⅱ）については、4月に開催する演習説明会を参考にしながら選択してください。なお、2年次にある科目の演習Ⅰを修得しても、3年次に同一名称の演習Ⅱを履修する必要はありません。また、演習Ⅱは必修ではありません。
- (5) 3年次においては、第2・3年次配当の専門教育科目及び第3・4年次配当の専門教育科目を履修してください。
- (6) 4年次においては、3年次までに修得できなかった科目の中から、卒業資格単位数（専門教育科目88単位）を確実に満たすように履修してください。
- (7) 開講科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、シラバスに掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」を参考にしながら決定してください。アドバイスが欲しい場合は、演習の先生などに相談してください。
- (8) 専門教育科目には、隔年開講科目があります（シラバスに掲載されている「履修モデル」参照）。通常、それらは、ある年度に開講されると翌年度に開講されないこともあるので、そのことを念頭において履修計画を立ててください。

## 5. 履修登録について

履 修 登 録	
登録期間	履修登録は、前期（通年科目も含む。）、後期及び集中講義に分けられ、それぞれについて、登録期間が定められていますので、期限を厳守して登録をしてください。 なお、年度途中で新たに開講されることになった授業科目については、別途掲示により通知しますので、その掲示内容に従って履修登録をしてください。
登録方法	履修登録は、学内のパソコンで各自Web入力によって行います。 *URL・・・ <a href="http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html">http://kym.adm.okayama-u.ac.jp/index.html</a> *入学時配布のパスワード通知書（ハガキ）が必要。
登録確認	履修登録におけるエラーの確認も期間中にWebで行います。エラーの確認は、入力した翌日以降に、必ず行ってください。確認を怠り、訂正しなかったためにエラーが表示されている科目については、履修は認められません。

注 意 事 項	
1	同一授業時限に開講される複数の授業科目を重複して履修することはできません。
2	同一名の授業科目を重複して履修することはできません。（当該学期に単位未修得となった授業科目を、翌期以降に改めて履修する場合を除きます。）
3	既に単位を修得している授業科目と同一名の授業科目を履修することはできません。
4	上記2，3にかかわらず、次の科目は、同一名の授業科目であっても履修できます。 *教養教育科目 スポーツ実習 *教養教育科目 一部の外国語科目 詳細は「教養教育科目履修の手引き」を参照してください。 *専門教育科目 演習Ⅱ（第3・4年次配当科目） 外国書講読（第3・4年次配当科目）

## 6. 試験について

試 験 に つ い て	
1	定期試験は、毎年の授業計画に従って、授業時間割とは別に試験日程表が発表されますので、それに従って受験しなければなりません。試験は通常、その授業を行った学期の終わりに行います。
2	試験日、試験時間及び注意事項等については掲示板でお知らせします。
3	履修登録をしていない授業科目について、試験を受けることはできません。
4	試験に当たっては、28ページの「受験心得」を熟読してください。

## 7. 成績の評価について

法学部における成績の評価は、「優」、「良」、「可」、「認定」及び「不可」の標語で表示され、「優」、「良」、「可」及び「認定」が単位修得、「不可」が単位未修得となります。

学生へは、上記標語で表示した上、「優」、「良」、「可」及び「不可」については、併せて評点も通知します。

評価基準は、次のとおりです。

評 語	基 準
優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不 可	59点以下

各科目の成績評価基準は、授業ごとにシラバスに明記しています。(23ページ「岡山大学法学部成績評価基準」参照)

## 8. 放送大学との単位互換について

(19ページ「放送大学との単位互換の実施に関する内規」参照)

放送大学の特別聴講学生として、授業科目の履修を希望する場合には、掲示でお知らせする所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出し、授業料として1単位につき所定の額を納入することで履修することができます。

放送大学で修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業資格単位として認められます。

## 9. 留学、他大学等において修得した単位の認定等について

### 1) 留学に伴う取扱いについて

岡山大学交換留学プログラム(EPOK)など、本学との交流協定に基づき外国の大学に留学した場合には、留学先大学での修得単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

### 2) 大学における既修得単位の認定について (27ページ「既修得単位の認定に関する内規」参照)

本学に入学する前に大学において修得した次の単位は、60単位を限度として本学部の修得単位として認定されます。

- (1) 他大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において修得した単位
- (2) 科目等履修生として修得した単位

### 3) 外部検定試験等による単位認定について (24ページ「外部検定試験等による単位認定基準」参照)

英語、ドイツ語、フランス語、中国語については、別に定める検定試験において一定の成績を収めた場合、外国語の単位として認定されます。

## 10. 長期履修制度について

(21ページ「岡山大学法学部法学科(夜間主コース)長期履修に関する取扱い内規」参照)

職業を有している等の事情により、5年間で計画的に履修することを希望する場合には、入学手続き期間まで又は1年次終了前に、教務学生係へ申請してください。これが認められると、授業料は5年間で4年間と同額になります。

なお、長期履修を許可された学生が、在学期間4年間もしくは4年半で、卒業資格単位数を習得した場合は、その時点で卒業となります。

## (2) 放送大学との単位互換の実施に関する内規

平成15年12月17日教授会決定  
平成18年1月18日教授会改正  
平成18年6月21日教授会改正  
平成19年2月14日教務委員会改正

### (趣旨)

**第1条** この内規は岡山大学法学部規程(平成16年岡大法第1号。以下「学部規程」という。)第20条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

### (授業科目の公示)

**第2条** 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、前年度の12月に公示する。

### (授業科目の履修)

**第3条** 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

### (特別聴講)

**第4条** 放送大学の特別聴講学生として、授業科目の履修を希望する学生の出願(科目登録)、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を希望する学生は、放送大学に、特別聴講学生の授業料として1単位につき、所定の額を納入しなければならない。

### (単位の認定)

**第5条** 放送大学の特別聴講学生として、学生が修得した単位の認定は、30単位を超えない範囲で、卒業資格単位として、別表第1に定める科目区分に応じ、学部規程第20条第3項の規定により行う。

2 前項の規定により、単位を認定された授業科目の成績の評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に(放)を表示し、他の修得科目と区分する。

### 附 則

1 この内規は、法学部夜間主コースの学生を対象に平成16年4月1日施行する。

2 平成15年度以前の第二部法学科入学者(以下「第二部在学者」という。)及び第二部在学者の属する年次に編入学等する者については、改正後の放送大学との単位互換の実施に関する内規の規程にかかわらず、岡山大学法学部第二部規程第10条の規定に基づく放送大学との単位互換の実施に関する内規(ただし、第4条第2項に掲げる授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用される。)を適用する。

### 附 則

1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の放送大学との単位互換の実施に関する内規の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の放送大学との単位互換の実施に関する内規の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者に

については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の放送大学との単位互換の実施に関する内規の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。  
ただし、改正後の第4条第2項に係る規定は、平成16年度入学者から適用する。

別表第1

単位認定の科目区分等（第5条関係）

法学部夜間主コースの科目区分			放送大学の授業科目			
教 養 教 育 科 目	主 題 科 目	学問の世界 人間と社会 健やかに生きる 自然と技術	共 通 科 目	基幹科目・主題科目		
	個 別 科 目	人文・社会科学		一般科目（人文系） 一般科目（社会系）		
		自然科学		一般科目（自然系）		
		生命・保健科学		保健体育科目「保健体育」		
	外 国 語 科 目	英 語		外 国 語 科 目	英 語	
		英語以外の外国語			英語以外の外国語	
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	法学部夜間主コースの 専 門 科 目	専 門 科 目	社会と経済専攻及び産業と技術専攻のうち、 法学部夜間主コースが履修を認めた法律学・ 政治学関係科目		
	専 門 科 目	経済学部夜間主コースの 専 門 科 目		社会と経済専攻及び産業と技術専攻のうち、 経済学部夜間主コースが履修を認めた経済関 係科目		

(注) 個別科目（生命・保健科学）「健康・スポーツ科学」の単位を修得した場合は、放送大学の「保健体育」は履修できないものとする。

### (3) 岡山大学法学部法学科(夜間主コース)長期履修に関する取扱い内規

平成15年11月19日教授会決定

平成16年4月1日教授会改正

#### (趣旨)

**第1条** この内規は、岡山大学法学部規程(平成16年4月1日岡大法規程第1号)第8条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

#### (申請資格)

**第2条** 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本学部夜間主コースに入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 就業者(ただし、アルバイト・パート等の非常勤の被雇用者は除く。)

#### (長期履修期間及び最長在学年限)

**第3条** 長期履修の期間は、5年とする。ただし、第3年次編入学生については、3年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学学則(平成16年4月1日岡大学則第2号)第5条に規定する年限とする。

#### (申請手続)

**第4条** 長期履修の申請手続きは、入学する者にあつては各試験種別の入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を学部長に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書(所定様式)
- 二 在職を証明するもの(任意様式)

#### (長期履修期間の変更)

**第5条** 長期履修期間の変更(標準修業年限への変更)は、1年次の2月末日までに長期履修期間変更申請(所定様式)を学部長に提出するものとする。

#### (審査及び許可)

**第6条** 前2条の申請に係る審査は、審査委員会において行い、教授会の議を経て、学部長が許可する。

#### (授業履修の指導)

**第7条** 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

#### (その他)

**第8条** この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度入学者については、第4条の規定にかかわらず、学部長が指定した日までに学部長に書類を提出するものとする。

## (1) 岡山大学法学部成績評価基準

平成12年11月15日法学部教授会決定

平成16年 1月21日法学部教授会改正

岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第13条の規定に基づき、岡山大学法学部成績評価基準を次のように定める。

- 1 成績評価は、授業の形態に応じて、出席状況、授業中の報告・発表、レポート、試験など多様な方法を組み合わせて行い、期末試験等一つの方法による評価のみを偏重しないものとする。
- 2 成績評価の方法及び基準は、授業ごとにシラバスに明記する。
- 3 成績評価に関する学生の質問、疑問等には、適切に対応するものとする。

附則（平成16年1月21改正）

この改正は、平成16年度入学の学生から適用する。

## (2) 外部検定試験等による単位認定基準

平成19年3月20日教授会決定

(平成19年度以降入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数
英語	【英語関係Ⅰ】 Test of English for International Communication (TOEIC, ITPを含む)	470～585点 (OT3)	別表②から⑤の中より選択 2単位
		590～725点 (OT2)	別表②から⑤の中より選択 4単位
	実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	準1級	別表①から⑤の中より選択 4単位
		B級	
		500点以上	
		173点以上	
【英語関係Ⅱ】 Test of English for International Communication (TOEIC, ITPを含む)	730点以上 (OT1)	別表①から⑤の中より選択 6単位	
	実用英語技能検定 (英検) 国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・PBT, ITPを含む) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・CBT) Test of English as a Foreign Language (TOEFL・iBT)	1級	別表①から⑤の中より選択 8単位
A級			
550点以上			
213点以上			
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 (独検)	4級	ドイツ語初級Ⅰ (文法) } ドイツ語初級Ⅰ (読本) } ドイツ語初級Ⅱ (文法) } ドイツ語初級Ⅱ (読本) } 又は ドイツ語初級Ⅰ (総合) } 4単位
		3級以上	ドイツ語初級Ⅱ (総合) 又は ドイツ語中級 4単位
			ドイツ語中級 4単位
フランス語	実用フランス語技能検定試験 (仏検)	5級	フランス語初級Ⅰ (文法) 又は フランス語初級Ⅰ (読本) 2単位
		4級	フランス語初級Ⅰ (文法) } フランス語初級Ⅰ (読本) } フランス語初級Ⅱ (文法) } フランス語初級Ⅱ (読本) } 又は フランス語初級Ⅰ (総合) 4単位
		3級以上	フランス語初級Ⅱ (総合) 又は フランス語中級 4単位
			フランス語中級 4単位
中国語	漢語水平考試 (HSK)	基礎1級	中国語初級Ⅰ (文法) 又は 中国語初級Ⅰ (読本) 2単位
		基礎2級	中国語初級Ⅰ (文法) } 中国語初級Ⅰ (読本) } 中国語初級Ⅱ (文法) } 中国語初級Ⅱ (読本) } 4単位
		基礎3級及び 初中等1級以上	中国語中級 4単位

(平成19年度以降入学者適用)

科目	認定の対象とする外部検定試験等	合格基準	認定する授業科目・単位数	
韓国語	韓国語能力試験	1級	韓国語初級Ⅰ（文法） 韓国語初級Ⅰ（読本） 韓国語初級Ⅱ（文法） 韓国語初級Ⅱ（読本） 又は 韓国語初級Ⅰ（総合）	4単位 4単位
		2級以上	韓国語初級Ⅱ（総合） 又は 韓国語中級	4単位 4単位
スペイン語	スペイン語技能検定	6級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		5級	スペイン語初級Ⅰ（文法） スペイン語初級Ⅰ（読本） スペイン語初級Ⅱ（文法） スペイン語初級Ⅱ（読本）	4単位
		4級以上	スペイン語中級	4単位
イタリア語	実用イタリア語検定	5級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本）	又は 2単位
		4級	イタリア語初級Ⅰ（文法） イタリア語初級Ⅰ（読本） イタリア語初級Ⅱ（文法） イタリア語初級Ⅱ（読本）	4単位
		3級以上	イタリア語中級	4単位

- 備考**
- 成績の取り扱いは「認定」とする。
  - 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。
  - 履修又は単位認定により修得した授業科目と同一の授業科目は認定しない。  
ただし、ドイツ語中級、フランス語中級、中国語中級、韓国語中級、スペイン語中級及びイタリア語中級は除くものとする。
  - 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。
  - ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。
  - 夜間主コースは、韓国語、スペイン語及びイタリア語については卒業要件に含まれていないため、認定の対象とはなりません。

別表

項番	授業科目名
①	英語（ネイティブ）
②	英語（オラコン）
③	英語（作文・文法）
④	英語（読解）
⑤	英語（検定）

(大学間交流協定に基づく語学研修の学習成果に係る取扱い)

語学研修大学名	合格基準	認定科目	認定単位数	備考
南オレゴン大学	南オレゴン大学の成績評価 D (下級) 以上	別表の中より選択	2単位	平成10年度以前入学者 は1単位
アデレード大学	アデレード大学の成績評価 D以上	別表の中より選択	4単位まで	平成10年度以前入学者 は2単位まで
成均館大学校	成均館大学校の成績評価 60点以上			
	①初級クラス	朝鮮語初級Ⅱ 朝鮮語初級Ⅱ	2単位 2単位	平成11年度～平成15 年度入学者
	②中級又は高級クラス	朝鮮語中級 朝鮮語中級	2単位 2単位	
	①初級クラス	朝鮮語初級Ⅱ (文法) 朝鮮語初級Ⅱ (読本)	2単位 2単位	平成16年度～平成18 年度入学者
	②中級又は高級クラス	朝鮮語中級 朝鮮語中級	2単位 2単位	
	①初級クラス	韓国語初級Ⅱ (文法) 韓国語初級Ⅱ (読本)	2単位 2単位	平成19年度以降入学者
②中級又は高級クラス	韓国語中級 韓国語中級	2単位 2単位		

別表

入学年度	授業科目名
平成10年度以前入学者	英語中級 英語上級
平成11～14年度入学者	英語A 英語B
平成15～17年度入学者	英語 (ネイティブ) 英語 (オラコン) 英語 (作文・文法) 英語 (読解：社会) 英語 (検定) 上級英語
平成18年度入学者	英語 (ネイティブ) 英語 (オラコン) 英語 (作文・文法) 英語 (読解：人文) 英語 (読解：社会) 英語 (読解：自然) 英語 (検定) 上級英語
平成19年度以降入学者	英語 (ネイティブ) 英語 (オラコン) 英語 (作文・文法) 英語 (読解) 英語 (検定) 上級英語

### (3) 既修得単位の認定に関する内規

(平成15年12月17日教授会決定)

(平成18年2月8日教授会改正)

**第1条** この内規は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第22条の規定により、既修得単位の認定に関する必要な事項について定める。

**第2条** 認定することができる授業科目の区分等及び認定の最高限度は、次のとおりとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| 一 ガイダンス科目    | 2単位  |
| 二 主題科目及び個別科目 | 26単位 |
| 三 外国語科目      | 8単位  |
| 四 専門教育科目     | 8単位  |

**第3条** 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の4月末日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- 一 既修得単位認定申請書（所定の用紙）
- 二 卒業証明書又は在籍期間証明書
- 三 成績証明書及び講義内容を明示したもの（講義要項等）

**第4条** 認定は、申請をした授業科目ごとに行う。

**第5条** 認定された授業科目の単位については、卒業資格単位に算入することができる。

2 成績の表示は「認定」とする。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の法学科入学者については、改正後の既修得単位の認定に関する内規の規定にかかわらず、改正前の既修得単位の認定に関する内規を適用する。
- 3 平成15年度以前の第二部法学科入学者については、改正後の既修得単位の認定に関する内規の規定にかかわらず、岡山大学法学部第二部規程第11条の規定に基づく既修得単位の認定に関する内規を適用する。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

## (4) 受 験 心 得

法 学 部

受験に関する注意事項は下記のとおりです。充分注意して受験して下さい。

- ① 試験の時間割及び試験室の指定は、別途掲示する。
- ② 試験室へは当該試験科目の履修届を提出している者に限り、入室することができる。
- ③ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ④ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑤ 受験する学生は、特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに試験室に入室すること。
- ⑥ 座席については、監督者の指示に従うこと。
- ⑦ 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ⑧ 受験中、机の上に置くことができるものは、学生証、筆記用具、時計（ただし計時機能だけのもの）及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品は、カバン等に入れて座席の下に置くこと。携帯電話・PHS等は、必ず電源を切って入れること。
- ⑨ 答案用紙には、所属学部等名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。
- ⑩ 答案用紙は、たとえ白紙の答案であっても必ず提出すること。  
なお、書き損じた答案用紙については、はっきり×印を付し、真の答案とは別に提出すること。
- ⑪ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に手渡すこと。自己の机の上に置いて退出すると無効になる。
- ⑫ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。なお、監督者の指示に従わない者及び不正行為があると認められた者に対しては、学則の定めるところにより厳重な懲戒処分を行う。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。
- ⑬ 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、学期末試験の前日までに願い出て許可を得なければならない。  
追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付し、授業担当教員の承認印を受けなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに教務学生係へその旨を連絡しなければならない。